

ロンドン事務所

【地方自治体によるコミュニティの安全維持の施策等に関する調査の結果が発表に】英国

背景

1998年7月に施行された「1998年犯罪・公共秩序破壊行為法 (Crime and Disorder Act 1998)」の規定により、イングランドとウェールズの地方自治体は、「犯罪・公共秩序破壊行為削減パートナーシップ (CDRPs)」の締結を義務付けられた。

CDRPs は、コミュニティの安全強化を目的とした地域の公的機関の協働を実現させるものである。パートナー組織には、地方自治体のほか、地域の警察当局、公安委員会、消防・救助当局、初期医療トラスト¹などが含まれ、地域における犯罪及び公共秩序破壊行為の削減に向けた戦略を策定、実施する。また、「2006年警察・司法法 (Police and Justice Act 2006)」の規定により、2009年4月以降、全ての地方自治体の政策評価委員会 (overview and scrutiny committee) は、それぞれの自治体が参加している CDRPs の効果について評価することが義務付けられている。

一方、地方自治体協議会 (LGA) は 2001 年、同協議会のメンバー組織である地方自治体を対象に、コミュニティの治安維持、安全強化の施策について調査を行った。これに続き LGA は今年も同様の調査を行い、今回は CDRPs の実施状況及び自治体によるこれら施策の進展状況などについて調べた。今回の調査は特に、昨今の不況による影響と、前述のように CDRPs の評価権限が地方自治体の政策評価委員会に与えられたことによる影響を調べるという狙いもあった。

今回の調査のため、LGA は今年 5 月、イングランド及びウェールズの計 366 の地方自治体の CDRPs 担当者に質問表を送付した。7 月までに 171 の自治体から回答が寄せられ、回答率は 47% だった。自治体の種類別で最も回答率が高かったのはロンドン内の区で 61 %、逆に最も低かったのは大都市圏ディストリクトで 35% だった。

調査結果

調査では、回答を寄せた自治体の半数が、管轄地域内で過去 1 年間に増えた犯罪として「住居侵入強盗」を挙げた。また「自動車関連犯罪」、「ドメスティック・バイオレンス (DV)」が増えたとの回答がそれぞれ約 3 割に上ったほか、反社会的行動及び酒類過剰摂取を原因とする犯罪も増えていることが分かった。これらの増加の原因としては、4 分の 3 以上の自治体が「不況」を挙げた。

コミュニティの安全維持のため優先的に取り組むべき課題としては、「反社会的行動」との回答が最も多く、次に「犯罪被害に遭う可能性に対して人々が感じる恐怖感」、「麻薬使用及び飲酒の過剰摂取」、「ドメスティック・バイオレンス」が続いた。

¹ NHS トラストは、国民医療サービス (NHS) の運営母体である公益法人。初期医療トラスト、救急搬送トラストなど 5 種類ある。初期医療トラストは、一般開業医 (GP) による治療、歯科治療等に責任を有する。

また、CDRPs の運営委員会の委員長を誰が務めているかを聞いた質問では、「自治体のコミュニティの安全維持担当の内閣メンバー」が 27%、「自治体の事務総長」が 26%、「地域の警察当局の警察長 (commander)」が 21%と、これら 3 つの回答がそれぞれ全体の 2 割程度を占めるという結果になった。残り 26%は「その他」と回答し、具体的に委員長の役職を記入してもらったところ、「自治体のコミュニティの安全維持担当の局長」との回答が半数を占めた。そのほかには、「CDRPs のパートナー組織、コミュニティの安全維持担当の内閣メンバーではない地方議員、消防当局職員の交替制」と答えた自治体もあった。

更に、「犯罪及び公共秩序破壊行為に関する地域協定 (LAAs) の目標を我が自治体が達成できるかどうかには現在の不況が影響している」との文言に「同意する」または「強く同意する」と答えた自治体は合わせて 39%にも上った。しかし、「同意・不同意のどちらでもない」もほぼ同程度の 42%に達した。また、「不況による財政難のため、コミュニティの安全維持を目的としたプログラムの予算削減を強いられたことがあるか」という質問では、「ない」との回答が約 3 分の 2 にあたる 66%に上った。

優良事例

同調査の主な目的の一つは、地方自治体が CDRPs を通じて実施している犯罪及び反社会的行動の対策プログラムの優良事例を明らかにすることであった。下記はそれらの一部である。

- ・イングランド北西部ワーリントン市 (Warrington) と同地域の警察当局は、市中心部の繁華街の取り締まりに目的を特化した「ワーリントン市中心部治安維持ユニット」を設置した。同ユニットは約 30 人の警察官で構成されており、スキーム開始以来、市中心部での暴力犯罪が 30%も減少した。
- ・マンチェスター市のゴートン・サウス選挙区 (Gorton South) で、警察当局、自治体及び地元住民のパートナーシップによって地域の治安対策に取り組んだ結果、犯罪発生件数が全体で 28%も減少した。具体的には、反社会的行動が 18%、器物・建造物等破壊行為が 17%も減少した。
- ・ロンドン・ハバリング区 (Havering) は、不況の影響で店舗等商業施設を狙った強盗、住居侵入強盗、自動車関連の犯罪等が増えることを予測し、これらの犯罪の取り締まりに目的を特化したプログラム「セーフ・アンド・サウンド (Safe and Sound)」を開始した。
- ・若者が大勢で集まり、迷惑行為等を行うなどの問題及び未成年の飲酒問題に取り組むことを目的としたプログラムをイングランド南東部ミルトン・キーネズ市 (Milton Keynes) が立ち上げたところ、若者による反社会的行動の発生件数が減少した。

【「2009年地域民主主義、経済開発、建築法」が施行】英国

背景

政府は2008年12月、「地域民主主義、経済開発、建築法案(Local Democracy, Economic Development and Construction Bill)」を上院に提出した。同法案の主な目的は、これまでに発表された二つの文書で掲げられた提案の法制化であった。一つは、コミュニティの権限強化をテーマとした2008年7月発表の地方自治白書「主導権を握るコミュニティ：住民に真の権限を(Communities in Control: real people, real power)」であり、同白書の提案は、同法案の前半に盛り込まれた。一方、同法案の後半には、2007年7月発表の「サブ・ナショナル・レビュー」で掲げられた主な提案が盛り込まれた。「サブ・ナショナル・レビュー」とは、財務省の主導で行われたイングランド8地域(ロンドンを除く)における経済開発、地域開発の見直し作業の結果報告書である²。同文書は、地域及び地方レベルでの経済開発における地方自治体の役割強化のほか、各地域に、新たに「地域戦略(Regional Strategy)」(後述参照)の策定を義務付けることなどを提案していた。

政府は、同法案の第二読会で、地域住民による請願への対処を地方自治体に義務付ける条項及び新組織「全国賃貸人の声(National Tenant Voice)」(後述参照)の設置を規定する条項を含めたコミュニティの権限拡大を目指す内容は、民主主義の強化につながると主張した。しかし、これらの改革は、新たな一次立法(primary legislation)³に盛り込まなくとも、政策の変更のみで実行可能であるという意見も聞かれた。また、新組織の設置についても、一次立法で規定すると、政府が将来、同組織を廃止したい場合、更なる法律の制定が必要となることも指摘された。

政府はまた、地域開発公社(RDAs)が、「リーダー委員会(Leaders' Board)」と協議の上、「地域戦略」を策定するという同法案の内容は、地域経済開発と土地開発に関する地域戦略を別々に策定していた従来の方法より効率的であると主張した(新たな「地域戦略」は、従来の地域経済開発と土地開発に関する地域戦略を一本化したものとなる)。しかしこの点に関して、「地域戦略」への一本化は、従来の方法より民主主義的ではなく、また、純粹に経済的な側面にばかり焦点を当て過ぎることになるとの批判の声があった。

また、「経済繁栄委員会(Economic Prosperity Boards)」(後述参照)の新設案については、既存の地域組織といかにして上手く共存できるかという点に関して懸念が示された。しかし、法的地位を持つ地域連携協定(MAAs)の導入案には概ね賛成意見が多かった。

政府は2008年5月、秋の「クイーンズ・スピーチ(Queen's Speech)」に先立ち、次期国会で審議

² 8地域とは、政府地域事務所の管轄地域で分けたイングランド9地域のうちロンドンを除いたもの。なお、「サブ・ナショナル・レビュー」の正式な文書名は「サブ・ナショナル・レベルでの経済開発及び再開発見直し(Review of sub-national economic development and regeneration)」。

³ 一次立法とは、立法府(国会)の承認を経て制定される法律。

予定の政府法案の草案を「立法プログラム草案(Draft Legislative Programme, DLP)」として発表し、それら草案の一つが、「コミュニティの権限強化、住宅、経済活性化法案(Community Empowerment, Housing and Economic Regeneration Bill)」であった。しかし、同法案は結局、同年12月の「クイーンズ・スピーチ」には含まれず、その後の2009年5月、政府は、同法案の内容の多くは新法を必要とせず、政策の変更によって実現できるとの結論に至ったことを明らかにした。更に、同法案の内容のうち、新たな法律の制定が必要とされるものは、「地域民主主義、経済開発、建築法案」に盛り込む旨も明らかにした。

「地域民主主義、経済開発、建築法案」について更に付け加えると、下院での採決の直前であった2009年10月、政府は、自治体経費削減を目的として自ら保険相互会社を設置することを可能にする修正動議を下院に提出、可決された。この背景には、ロンドン内の10区が2007年4月に設立した「ロンドン自治体保険相互会社(LAML)」に関して、同社の運営への参加は自治体の法的権限を越えているとの判決が高等法院及び控訴院から下されたという事実があった⁴。

新法の内容

同法案は、上下院で可決された後、2009年11月12日に女王の裁可(Royal Assent)を受け、施行された。同法の内容は、基本的にイングランド及びウェールズをカバーするが、一部の条項はイングランドのみに適用される(建築工事請負契約に関する第8条は、イングランド、ウェールズ及びスコットランドに適用される)。

同法は第1条から第8条に分かれており、第1条は5つの項、第2条は2つの項で構成されている。第3～8条は項による区分はない。

同法の内容は下記の通りである。

第1条 — 民主主義と地域行政への住民参加

第1条第1項は、主要自治体(principal local authority)⁵に対し、自治体の機能、自治体による意思決定に住民が参加または影響を与えることができるシステム、地方議員の役割、地方自治体とその他の公的機関との関係について、住民の理解を促進するという義務を課している。ここで言う公的機関とは、国民医療サービス(NHS)の運営母体であるNHSトラスト、公安委員会、消防当局、廃棄物処理当局、高等教育カレッジ、国立公園当局、交通当局、保護観察サービス当局、パリッシュを含む

⁴ 民間の保険会社である「リスク・マネージメント・パートナーズ(RMP)」が、LAMLの参加自治体の一つであったロンドン・ブレント区(Brent)を提訴した。ブレント区は、同社の業務に参加することにより、自治体の法的権限を逸脱しているとの判決が下された。ブレント区は同時に、LAMLに保険業務を委託することによって、自治体の業務委託に関する規則に違反したとの理由でもRMPから提訴され、やはり敗訴した。LAMLは、これらの判決の後、業務を停止した。

⁵ パリッシュ以外の全ての地方自治体を意味する。

地域の他の全ての地方自治体を意味する。更に、地域の少年裁判所、青少年犯罪対策チーム (Youth Offending Teams)⁶、軽罪担当裁判官 (magistrate) の役割及び募集⁷について、住民の理解を促進することを主要自治体に義務付けている。

第1条第2項は、住民が自治体への請願書をインターネット上で提出できるよう環境を整備すること、請願書の受領通知を請願書の提出者に送付すること、更に、請願の内容について議会で討議することを自治体に義務付けている。また、住民は、請願書の中で、訴えを行っている問題について地方自治体の上級職員が公開の特別議会で質問に答えるよう要求できると規定している。

第1条第3項は、第1条第1項で挙げた公的機関に対し、それぞれの業務の遂行において地方自治体を関与させることを義務付けている。

第1条第4項は、中央政府及びその他の組織に対して公営住宅の賃貸人の利益を代表する新組織「全国賃貸人の声」の設置について規定している。

第1条第5項は、地域に優れた貢献のあった人物などに自治体が授与する名誉市民の称号に関する現行法について、性別に基づいた差別をなくす目的で修正を行っている。また、長年にわたって地方議員として活躍した人物に名誉地方議員 (honorary alderman) の称号を付与する権限を自治体に与えている。

第6項は、幹部職員を除く全ての地方自治体職員に対する政治活動の制限緩和について規定している。

第2条 — 行政制度

第2条第1項は、地方自治体に対し、職員の少なくとも一人を「自治体行政評価補佐官 (scrutiny officer)」⁸に任命するよう義務付け、その役割を説明すると共に、このポジションとの兼任が不可能な自治体職員の役職名を挙げている。

また、カウンティとディストリクト⁹が合同で「政策評価委員会」を設置することを許可しているほか、前述のように、地方自治体による保険相互会社の設置に関する現行法を修正する内容も含まれている。

⁶ 警察、保護観察サービス、ソーシャル・サービス、保健当局、教育当局などの代表者で構成され、地域の非行少年・少女の更生指導、再犯防止の取り組みなどを行う。イングランド及びウェールズの自治体の各管轄地域にそれぞれ一つの青少年犯罪対策チームが設置されている。

⁷ 軽罪の裁判のみを担当する軽罪担当裁判官は、訓練を受けた地域住民のボランティアで構成されている。

⁸ 主な業務は、自治体の政策評価委員会 (overview and scrutiny committee) の補佐及びその役割の周知など。

⁹ カウンティは二層制地域の広域自治体で、ディストリクトは基礎自治体。

第2条第2項は、監査委員会に対し、同一の調査に必要な場合、二つ以上の自治体または公的団体の業務監査を同時に行う権限を付与している。

第3条 — 地方自治体の管轄区域及び地方選挙に関する取り決めの変更

第3条は、これまで選挙委員会(Electoral Commission)に付属していたイングランド境界委員会(Boundary Committee for England)を、「イングランド地方自治体境界委員会(Local Government Boundary Commission for England)」との名称で新たな独立の機関として設置すると規定している。これにより、地方選挙の選挙区設定の役割は、選挙委員会から新組織へ移行することになる。

第4条 — 地方自治体による地域経済評価

第4条は、カウンティ及び一層制の自治体に対し、管轄地域の経済情勢の評価、分析を行うことを義務付けている。カウンティは、下位の基礎自治体(ディストリクト)と協力の上でこれを行うことが義務付けられている。

第5条 — 地域戦略

第5条は、前述のように、これまで別々に策定されていた地域経済開発と土地開発の地域戦略文書を一本化した単一の「地域戦略」の策定を、ロンドン以外の全ての地域¹⁰に義務付けている。各地域の地域戦略は、気候変動の影響緩和及び気候変動への適応に貢献する政策を盛り込むことが求められている。

また、既存の地域審議会(regional assemblies)に代わる組織として、地域内の主要自治体のリーダー及び直接公選首長で構成される「リーダー委員会」が各地に設置されると規定している(ただしロンドンを除く)。地域開発公社は、リーダー委員会と法的に同等の地位を与えられ、同委員会と共同で「地域戦略」の策定を行うことになる。地域開発公社はまた、業務の遂行において、「地域戦略」の内容を考慮に入れることを義務付けられることになる。地域戦略の内容及びその変更、リーダー委員会のメンバー構成については、国務大臣の最終的な承認が必要とされる。

第6条 — 経済繁栄委員会

第6条は、2つ以上の地方自治体が「経済繁栄委員会」¹¹を設置するための条件を規定している。

¹⁰ ここで言う「地域」とは、政府地域事務所の管轄地域で分けた地域を指す。

¹¹ 「経済繁栄委員会」とは、2つ以上の自治体から成る地域の経済開発、再開発について権限を持つ法定組織。2009年4月に法的地位を有する初めての都市圏に指定されたグレーター・マンチェスター及びリーズには、この「地域民主主義、経済開発・建築法」の施行をもって、それぞれ経済繁栄委員会が設置された。

同委員会の設置には、国務大臣による命令 (order)¹²の発令が必要とされる。また、国務大臣が、やはり命令の発令によって、経済繁栄委員会の運営規定、構成自治体、機能、資金調達の方法について規定できるとしている。

第7条 - 地域連携協定 (MAAs)

第7条は、2つ以上の自治体間で締結される法的地位を有する地域連携協定の目的及び権限について規定している。地域連携協定の内容は、国務大臣の承認を必要とする。

第8条 - 建築工事請負契約

第8条の目的は、建築物の建築工事請負契約に関する法律を改正することである。終了した工事に対して工事費が支払われない場合の紛争調停 (adjudication) の手続きに関する法律も改正されている。

【主要政党の地方自治政策】英国

現行法の規定によって、英国の次の総選挙は遅くとも2010年6月3日までに実施されることになっている。総選挙では、下院の全議席が改選され、ゴードン・ブラウン首相は、労働党の4期連続政権に向けて戦うことになる。一方、来年の地方選挙は、「1972年地方自治法 (Local Government Act 1972)」の規定に沿って、5月6日に実施されることが決まっている。このため、総選挙は、来年4月以前に実施されない場合、6月まで待たずに、地方選と同日に行われるのではないかとの憶測が強まっている。野党第一党の保守党が労働党に代わって政権の座に就くためには、前回2005年の総選挙で獲得した198議席から更に118議席増やす必要がある。

一方、例年通り今年も9、10月に、労働党、保守党を含む政党の秋の党大会が実施された。今年の党大会は、各党にとって、総選挙マニフェストの前に大々的に政策発表を行える最後の機会であった。特に公共支出に関する内容を含め、マニフェストの詳細は、発表の直前まで手を加えられることになる。しかし、現段階でも、党大会で発表された内容及びマスコミの報道などから、各党が政権を取った場合に実行を意図しているプログラムの多くについて、その概要を知ることが可能である。

なお、現在、主要政党間におけるイデオロギー的な対立は、以前ほどは見られなくなっている。しかし、政策の相違は依然として存在し、特に、公共サービスの提供及びそのための資金調達の方法、そして公共サービスの主要な提供主体であり、民主主義実践の重要な機関である地方自治体に関しては、各政党で政策方針が異なる。

¹² 議会での承認が必要とされない二次立法 (secondary legislation) の一つ。

また、付け加えると、英国は労働党と保守党の二大政党制であり、野党第二党の自由民主党の政策は、マスコミからも公共部門関係者からも無視されがちである。しかし次の総選挙では、保守党または労働党のいずれかが勝利しても、獲得議席数が過半数に満たない場合、自由民主党と連立政権を組む可能性がある。その場合は、同党の政策も今後の英国国民の生活に影響を与えることになるため、現在、自由民主党の政策に対する人々の関心は、これまでより高まっていると言える。

* * *

保守党の党大会は、10月初旬、イングランド北西部マンチェスター市で開催され、キャロライン・スペルマン影のコミュニティ・地方自治相も演説を行った。スペルマン氏は、演説の中で、「地域主義という『酸素』で民主主義を生き返らせた」と述べ、以下のような保守党の地方自治政策を明らかにした。

- ・「インフラ施設建築申請検討委員会 (Infrastructure Planning Commission, IPC)」¹³を廃止する。ヒースロー空港第三滑走路などを含む大規模施設の建築申請の審査・承認は担当大臣が行う。
- ・地域開発公社 (RDAs) を廃止する。同時に、地方自治体が RDAs の地域経済開発に関する権限を引き継ぎ、地域の経済開発を目的としたパートナーシップを締結することを可能にする。
- ・イングランド内の 12 の大規模都市において、直接公選首長制度導入の是非を問う住民投票を実施する。更に、直接公選首長が自治体の事務総長職を兼任することを可能にする。
- ・地方自治体が選択できる行政形態として「委員会制度」¹⁴を復活させる。
- ・更なる地方自治体再編計画を取り止める。現在計画されている地方自治体の合併は、たとえ計画がかなり進んでいても全て中止させる。
- ・地方自治体の業績評価制度である「包括的地域評価制度 (CPA)」を廃止する。
- ・地方自治体による 500 ポンドを超える支出は全てインターネット上で公開する。

これとは別に、保守党は今年 2 月、同党の地方自治政策を掲げた「権限の委譲－地域コミュニティ

¹³ 「2008 年都市計画法 (Planning Act 2008)」のもと、大規模施設の建築申請の審査及び承認・不承認の決定を行う目的で 2009 年 10 月 1 日に設置された独立の委員会。メンバーは中央政府が任命するが、政府の意向に左右されず独自に決定を下すことができる。

¹⁴ 「委員会制度」とは、地方議会の各委員会が執行機関となる行政形態。「2000 年地方自治法 (Local government Act 2000)」の施行以前は全ての地方自治体で採用されていた。現在同制度を採用できるのは、人口 8 万 5000 人未満の小規模自治体のみに限られている。

に権限を戻すために (Control Shift – Returning Power to Local Communities)」と題する文書を発表している。同文書に掲げられた政策は以下の通りであった。

- ・RDA が有する都市計画及び住宅に関する権限を地方自治体に戻す。
- ・地方自治体は、管轄地域内に住宅が新規建設された場合、建設以後6年間は、当該住宅から得られるカウンシル・タックスと同額を中央政府から支給される¹⁵。
- ・経営難の企業に対してビジネス・レイトの軽減措置を適用する権限を地方自治体に付与する。
- ・地方自治体による大幅なカウンシル・タックス増税案について、住民投票で是非を問うことを可能にする。
- ・地方自治体に対し、上級職員の給与をインターネット上で公開することを義務付ける。地方自治体の上級職員の労働契約書に関するガイダンスを作成し、業務が期待される水準に達しない等の理由で解雇または早期退職した上級職員に対する多額の退職金支払いを防ぐ。

* * *

労働党は、政権党として地方自治に関する政策を実行してはいるものの、総選挙向けマニフェストに先行したこの分野における大規模な政策案の発表は今のところ行っていない。一方、地方自治体協議会 (LGA) の労働党グループは 9 月下旬、イングランド南部ブライトンで開かれていた同党の党大会で、「公平さを最優先する (Putting fairness first)」と題した独自のマニフェストを初めて発表した。これは、次の総選挙で労働党が再選を果たした場合、同グループが実施されるべきと考える地方自治関連政策などを掲げたものである。序文では、LGA の副議長兼労働党グループのリーダーであるジェレミー・ビーチャム氏が、「今こそ労働党が地域から声を上げるべき時である」と述べており、また本文中では、労働党の地方議員及び労働党支配の自治体が沿うべき原則として下記が挙げられている。

- ・公平でより平等な社会の実現 — より公平な社会の実現をコミュニティ単位で促進する。
- ・地域の全ての公共団体が価値ある社会的・経済的発展に向けて協働する — 価値ある社会的・経済的発展は、コミュニティ全体による行動、またはコミュニティ全体を代表する地域の公共団体の

¹⁵ 現制度下では、管轄地域内に住宅が新規建設されることによって自治体のカウンシル・タックスの税収が増収となった場合、中央政府から当該自治体に交付される一般補助金はそれに応じて減額され、減額分は、他の自治体への一般補助金にまわされる。しかし保守党は、自治体がより多くの住宅の新規建設を承認するよう奨励すべく、住宅の新築後 6 年間は、当該住宅から得られるカウンシル・タックスの税収と同額を中央政府から自治体に交付することを構想している。

行動によってのみ達成できる。

- ・繁栄する持続可能なコミュニティを英国全体に創出することを目的として地域の経済開発を継続して行う。

- ・たとえ地方議員と中央政府との間に対立を招こうとも、地方議会の独立性を確保する。

- ・地域民主主義が、地域住民が参加する活気溢れる政治システムの重要な構成要素となること、また地域民主主義によってそうした政治システムが守られることを目指す。

しかし、同マニフェストは、労働党政権による国政レベル及び最近の地方自治関連の功績を紹介することに大半のページを費やしており、具体的な政策提案は下記に挙げたもののみであった。

- ・長期失業中の若者の雇用対策プログラム「未来の雇用創出ファンド(Future Jobs Fund)」の対象者の上限年齢を、現在の 24 歳から 34 歳へと引き上げる。育児支援プログラム「シュア・スタート(Sure Start)」の対象児童の上限年齢を、現在の 4 歳から 7 歳へと引き上げる。

- ・地域の公共サービス提供における責任の所在を住民に対してより明確に示す。

- ・可能な全ての分野において地方自治体への権限委譲を中央政府の法的義務とする。

- ・ロンドンの例に倣った「生活賃金(living wage)」¹⁶の導入を自治体に奨励する。

- ・カウンシル・タックスの課税対象である居住用資産の評価替えを行う。中央政府によるカウンシル・タックスの引き上げ率抑制措置(capping)を廃止する。ビジネス・レイトを再地方税化する。

¹⁶ 「生活賃金」とは、フルタイムで働いた場合、住居費、食費、光熱費、交通費、医療費、娯楽費などをまかなうことが可能で、ある程度の生活水準を維持することができると思われる賃金の最低額を時間給で計算したものである。特に生活費が高い大都市においては、最低賃金(minimum wage)では生活が維持できない場合が多く、生活賃金と最低賃金の間に大きな開きがあると考えられる。ロンドンでは 2005 年、リビングストン前市長がグレーター・ロンドン・オーソリティー(GLA)内に「ロンドン生活賃金ユニット(London Living Wage Unit)」を設置し、毎年ロンドンの生活賃金を計算、発表している。今年 5 月に同ユニットが発表したロンドンの生活賃金は 7.60 ポンドであった。GLA グループ(ロンドン交通局、首都警察局など)の組織は全て、従業員に生活賃金が支払われていることを民間企業への業務委託の必須条件としている。また、民間部門でも、在ロンドンの大手銀行、会計事務所などが、全ての従業員に生活賃金が支払われていることを表明している。

【地域で青年政党が成功している都市】ドイツ

ドイツの 5 つの連邦州ノルトライン・ヴェストファーレン州、ニーダーザクセン州、ザクセン・アンハルト州、メクレンブルク・フォアポンメルン州及びシュレスウイヒ・ホルシュタイン州では、欧州連合の市民に地方選挙の投票権が与えられたことに伴い、1998 年から 2001 年の間に法改正により投票年齢が 18 歳から 16 歳に引き下げられた。一方、ヘッセン州においては、1998 年にやはり投票年齢が引き下げられたが、選挙を一回だけ行った後、政権交代により元の 18 歳に戻されたという特殊な例もある。

投票年齢の引き下げが行われた時期に、都市によっては青年政党の設立が目立つようになった。ちなみに、青年政党の設立が盛んなのは必ずしも 16 歳からの投票権が認められた州に限ったことではない。このような青年政党は、右または左とイデオロギーで政治的立場が決まっている従来の政党とは違いがはっきりする。従来の主流政党にはすべて青年部があるが、新しい青年政党にはイデオロギー的な立場はなく、地元の課題の解決に専念するという姿勢のみで活動している。政党といっても、登録の方法としては、「政党」よりも「地元有権者団体」という方法を選択することが多い。ドイツの地方選挙では、このような「有権者団体」つまり政党的には「無所属」議員が長い歴史を持っていて、近年はその数が増えている。

ノルトライン・ヴェストファーレン州のモーンハイム市は、デュッセルドルフ市の南側に位置する人口 4 万 3000 人の都市である。1998 年に、この都市において、若者のための施設やサービスを改善することを目指して、4 人の学友グループが「ペート Peto」という青年政党を設立した。ラテン語で「私は求める」という意味である。1999 年に 16 歳の人が初めて投票できる選挙を目前に控え、素早く党员や協力者を集めて、主に地元の学校の学生に対して運動を開始した。立候補者には 18 歳以上の人になってもらう必要があったが、最初の選挙で直ちに 6.1% の得票率を記録し、40 議席の市議会で 2 議席を確保することに成功した。次の 2004 年の市議会議員選挙では、得票率を 16.6% に伸ばし、7 議席を獲得した。2009 年の選挙では、キリスト教民主同盟 (CDU) とほぼ同じ 29.6% となり、12 議席を確保した。この結果を見ると、青年政党は若者だけに支持されているのではなく、市民の中に広く支持を伸ばすことに成功したことは明らかである。この事実を背景に考えると、同時に行われた 2009 年の市長選挙で、候補者 7 人のうち、ペートの候補者が 30.35% の得票率を得て当選したことも驚くべきことではない。2007 年に、市長選挙は単純多数で当選する制度に代わっていたことから、27 歳でペートの設立者の一人であるダーニエル・ジッママン氏は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の最も若い市長となった。彼はペート設立当時は 17 歳であったため立候補できなかったが、2004 年には市議会議員に初当選を果たしていた。

青年政党ペートはモーンハイム市で 300 人の党员登録があり、地元の CDU 支部よりも党员が多い。その支持者は若い世代だけではない。市議会に議席を獲得してからは、ペートの議員は、周到的な準備と課題に対する詳細な知識で他の議員、市職員や一般市民に好印象を与え、序々に支持率が高まった。彼らは、課題のさまざまな面を理解するためには、時間を惜しまない勤勉さで有名となり、数多くの書類をすべて消化することで、「シュレッター」というニックネームが付いている。また、同じ年代

の人たちの集まりでは、若者の意見に耳を傾けることが当然となっており、皆が協力しあって、本当によいチームワークを保っていると評判になっている。議席を確保している他の政党では、党内のポストや影響力を巡る党内対立が頻繁に起きているにもかかわらず、青年政党ペートにおいてはそれがないように見え、皆が協力し合う姿がうらやましいという他の政党からの意見もある。また、現在では、党内に「30歳プラス」という分科会が設立され、社会人の経験と知識を取り入れるための体制もとっている。

新市長は、本年10月21日に就任し、任期は5年である。本人は、今ケルン大学の博士課程を中断しているが、いつかは再び大学に戻り、本業である教職(専門はフランス語と物理学)に就きたいと話している。与党と野党の議員すべてが、彼の落ち着いた態度やプロ意識を高く評価し、彼は人を結束できる力があると褒めている。昨年、モーンハイム市の市議会は、「児童の首都」戦略を可決したところである。若い市長は、その目標を掲げている市を率いるのにふさわしいことであろう。

【参照】

Der Spiegel im Internet 7.9.09, 'Jungbürgermeister in NRW: Hilfe, wir werden von Kindern regiert';

<http://www.spiegel.de/schulspiegel/wissen/0,1518,647092-2,00.html>

Homepage der Stadt Monheim

<http://www.monheim.de/rathaus/index.html>

Sueddeutsche Zeitung im Internet 1.9.09, 'NRW-Komunalwahl: Alle Macht der Jugend'

<http://www.sueddeutsche.de/politik/650/486069/text/>